



三重県公報

平成29年5月9日（火）

第 2901 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
48	森林組合法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	2
告 示			
319	有害な興行の指定	(少子化対策課)	16
320	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	16
321	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	16
公 告			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	17
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	18
	同伴	(同)	18

規 則

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十八号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十四年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び森林組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第八十二号）を」、「森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）」に改め、「農林水産省令」という。）の下に「及び森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成二十九年総務省・農林水産省令第一号）」を加える。

第三条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林組合は、法第十条第四項の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、信託規程変更届出書（第三号様式の二）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 変更理由書
- 二 関係条文の新旧比較対照表
- 三 事業実績書及び事業計画書
- 四 総会又は総代会の議事録抄本
- 五 変更後の信託規程

第四条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林組合は、法第十九条第四項の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届出書（第五号様式の二）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 変更理由書
- 二 関係条文の新旧比較対照表
- 三 事業実績書及び事業計画書
- 四 総会又は総代会の議事録抄本
- 五 変更後の共済規程

第五条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林組合は、法第二十四条第四項の規定により林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、林地処分事業実施規程変更届出書（第七号様式の二）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 変更理由書
- 二 関係条文の新旧比較対照表
- 三 事業実績書及び事業計画書
- 四 総会又は総代会の議事録抄本
- 五 変更後の林地処分事業実施規程

第六条の次に次の一条を加える。

（森林経営規程の承認申請）

第六条の二 森林組合は、法第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の承認を受けようとするときは、森林経営規程承認申請書（第八号様式の二）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 森林経営規程
- 二 事業計画書
- 三 総会又は総代会の議事録抄本

2 森林組合は、法第二十六条の三第三項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、森林経営規程変更（廃止）承認申請書（第八号様式の三）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 変更の承認申請をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 変更理由書

- ロ 関係条文の新旧比較対照表
 - ハ 事業実績書及び事業計画書
 - ニ 総会又は総代会の議事録抄本
 - ホ 変更後の森林経営規程
 - 一 廃止の承認申請をしようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 廃止理由書
 - ロ 事業廃止後の事務処理計画書
 - ハ 総会又は総代会の議事録抄本
- 3 森林組合は、法第二十六条の三第四項の規定により森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、森林経営規程変更届出書（第八号様式の四）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 一 変更理由書
 - 二 関係条文の新旧比較対照表
 - 三 事業実績書及び事業計画書
 - 四 総会又は総代会の議事録抄本
 - 五 変更後の森林経営規程
- 第十三条中「第八十三条第六項」を「第八十三条第五項」に改める。
- 第十六条から第二十三条までを次のように改める。
- （株式会社への組織変更の認可申請）
- 第十六条 生産森林組合は、法第百条の八第一項の規定による組織変更の認可を受けようとするときは、株式会社への組織変更認可申請書（第十八号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 一 組織変更計画
 - 二 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
 - 三 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
 - 四 定款
 - 五 法第百条の三第六項において読み替えて準用する法第六十六条第二項及び法第百条の三第六項において準用する法第六十七条第二項の規定による手続を完了したことを証する書面
 - 六 法第百条の七第二項の規定による手続を完了したことを証する書面
- （合同会社への組織変更の認可申請）
- 第十七条 生産森林組合は、法第百条の十六の規定による組織変更の認可を受けようとするときは、合同会社への組織変更認可申請書（第十九号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 一 組織変更計画
 - 二 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
 - 三 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
 - 四 定款
 - 五 法第百条の十八において読み替えて準用する法第六十六条第二項及び法第百条の十八において準用する法第六十七条第二項の規定による手続を完了したことを証する書面
 - 六 法第百条の十八において準用する法第百条の七第二項の規定による手続を完了したことを証する書面
- 第十八条から第二十三条まで 削除
- 第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号 様式の2 (第3条 関係)

信託規程変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地
名 称
代表者氏名

㊟

森林組合法第10条第4項の規定により、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 事業実績書及び事業計画書
- 4 総会（総代会）の議事録抄本
- 5 変更後の信託規程

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式の2（第4条関係）

共済規程変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地
名 称
代表者氏名

㊞

森林組合法第19条第4項の規定により、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 事業実績書及び事業計画書
- 4 総会（総代会）の議事録抄本
- 5 変更後の共済規程

第七号様式の次に次の二様式を加える。

第7号 様式の2 (第5条 関係)

林地処分事業実施規程変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

森林組合法第24条第4項の規定により、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 事業実績書及び事業計画書
- 4 総会（総代会）の議事録抄本
- 5 変更後の林地処分事業実施規程

第八号様式の次に次の二様式を加える。

第8号様式の2（第6条の2関係）

森林経営規程承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地

名称

代表者氏名

⑩

森林組合法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程の承認を受けたいので、
下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 森林経営規程
- 2 事業計画書
- 3 総会（総代会）の議事録抄本

第 8 号 様式 の 3 (第 6 条 の 2 関係)

森林経営規程変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地
名称
代表者氏名

⑩

森林組合法第 26 条 の 3 第 3 項 の規定により、森林経営規程の変更 (廃止) の承認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

(変更の場合)

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 事業実績書及び事業計画書
- 4 総会 (総代会) の議事録抄本
- 5 変更後の森林経営規程

(廃止の場合)

- 1 廃止理由書
- 2 事業廃止後の事務処理計画書
- 3 総会 (総代会) の議事録抄本

第8号様式の4（第6条の2関係）

森林経営規程変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

森林組合法第26条の3第4項の規定により、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 事業実績書及び事業計画書
- 4 総会（総代会）の議事録抄本
- 5 変更後の森林経営規程

第十五号様式中「めて」を「宛て」に、「第83条第5項」を「第83条第4項」に、「第83条第6項」を「第83条第5項」に改める。

第十八号様式及び第十九号様式を次のように改める。

第 18 号様式(第 16 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

組合の名称及び住所

組合を代表する理事の氏名

⑩

株式会社への組織変更認可申請書

森林組合法第 100 条の 8 第 1 項の規定により株式会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
- 3 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
- 4 定款
- 5 法第 100 条の 3 第 6 項において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項及び法第 100 条の 3 第 6 項において準用する法第 67 条第 2 項の規定による手続を完了したことを証する書面
- 6 法第 100 条の 7 第 2 項の規定による手続を完了したことを証する書面

第 19 号様式(第 17 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

組合の名称及び住所

組合を代表する理事の氏名

⑩

合同会社への組織変更認可申請書

森林組合法第 100 条の 16 の規定により合同会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
- 3 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
- 4 定款
- 5 法第 100 条の 18 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項及び法第 100 条の 18 において準用する法第 67 条第 2 項の規定による手続を完了したことを証する書面
- 6 法第 100 条の 18 において準用する法第 100 条の 7 第 2 項の規定による手続を完了したことを証する書面

附 記

この要旨は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 319 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
20	映画	ドッグ・イート・ドッグ (原題) DOG EAT DOG	プレシディオ (アメリカ)	平成 29 年 5 月 9 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
21	映画	レンタル女子大生 肉欲延滞中	オーピー映画		
22	映画	痴漢女教師	東映		
23	映画	とつてもやりたい男と女 背徳の肉体	新東宝映画		
24	映画	熟女ヴァージン 揉まれて港町	オーピー映画		
25	映画	残虐SEX 恥かしめ	東映		
26	映画	性器の大実験 発電しびれ腰	オーピー映画		
27	映画	ハミ尻ダンプ姐さん キンタマ汁、積荷違反	オーピー映画		
28	映画	股間の純真 ポロリとつながる	オーピー映画		
29	映画	おばちゃんの姫事 巨乳妻と変態妻なら？	新日本映像		

三重県告示第 320 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重中央農業協同組合	代表理事組合長 片岡 眞郁	津市一志町田尻 595 番地 13

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
松岡 祐佑	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429053
野田 壮一郎	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429054

三重県告示第 321 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町下多気字白口 1038 の 5・1038 の 88 から 1038 の 90 まで・1038 の 96 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)、998 の 1、1028、1029、1034、1038 の 1、1038 の 2、1038 の 12、1038 の 34 から 1038 の 39 まで、1038 の 41、1038 の 42、1038 の 44 から 1038 の 49 まで、1038 の 51 から 1038 の 56 まで、1038 の 61 から 1038 の 72 まで、1038 の 75、1038 の 77、1038 の 78、1038 の 80 から 1038 の 85 まで、1038 の 87、1038 の 92、1038 の 95、1038 の 98、1038 の 100、1038 の 101、1038 の 115 から 1038 の 118 まで、1044、1045、1047 から 1050 まで、1053、1055 から 1059 まで、1060 の 1、1061 の 1、1062 の 1、1063 の 1、1064、1067 の 2、1067 の 6、1076、1077、1077 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字上田 3232 ほか 3 筆
二之湯 和彦	いなべ市員弁町字野 313	いなべ市員弁町上笠田字城下 3183
農事組合法人 畑新田集落営農組合	いなべ市員弁町畑新田 441-1	いなべ市員弁町松之木字笹谷 56 ほか 13 筆
種村 専八	いなべ市藤原町本郷 174	いなべ市藤原町本郷字天白 2461 ほか 5 筆
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字天白 2482 ほか 2 筆
近藤 嘉徳	いなべ市藤原町本郷 787	いなべ市藤原町本郷字国重 2504
有限会社 イケダグリーン	津市白山町二本木 3445	津市白山町岡中堂谷 631 ほか 1 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木大垣内 4807 ほか 24 筆
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市五主町字二ノ割 1454 ほか 4 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字東浦 665-2 ほか 2 筆
陰地 伸哉	度会郡度会町棚橋 919 番地 4	度会郡度会町鮎川西出 385 番 3 ほか 1 筆

江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山駒ヶ瀬沖 6585 ほか 1 筆
下平 哲朗	南牟婁郡紀宝町成川 1004	南牟婁郡紀宝町高岡山田尻 2971 ほか 12 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 5 月 9 日から同月 22 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

住山土地改良区（亀山市住山町 352）

退任理事

亀山市住山町 352

服部 紀郎

〃 〃 317

服部 郁夫

〃 〃 354

服部 興太郎

〃 〃 103

服部 一吉

〃 〃 118-1

服部 信明

〃 〃 135

服部 裕

〃 〃 369-1

橋爪 成義

〃 〃 377

大泉 廣巳

退任監事

亀山市住山町 304

服部 武彦

〃 〃 310-1

服部 功

就任理事

亀山市住山町 352

服部 紀郎

〃 〃 498-5

服部 英雄

〃 〃 377

大泉 廣巳

〃 〃 354

服部 興太郎

〃 羽若町 797-9

川戸 博

〃 住山町 118-1

服部 信明

〃 〃 135

服部 裕

〃 〃 369-1

橋爪 成義

就任監事

亀山市住山町 304

服部 武彦

〃 〃 310-1

服部 功

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 30 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 5 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

名張市下比奈知、同市上比奈知、同市滝之原、同市富貴ヶ丘、同市つつじが丘、同市春日丘及び伊賀市高尾

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が

平成 29 年 3 月 30 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

伊賀市久米町、同市千戸、同市真泥、同市炊村、同市甲野、同市鳳凰寺、同市中村、同市下阿波、同市須原、同市平松、同市富永、同市猿野、同市上阿波及び同市子延

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
